（協会員による貸付自粛への対応）

第17条　協会員（個人信用情報機関と個人信用情報の提供を受けることに関し契約を締結している者に限る。以下本条において同じ。）は、個人顧客との間で貸付けに係る契約（但し、貸金業法施行規則第１条の２の２第２号から第５号のいずれかに該当する契約及び極度方式貸付に係る契約を除く。以下第２項及び第３項において同じ。）を締結しようとするときは、個人信用情報の提供を受けることにつき契約を締結している個人信用情報機関（以下「加入個人信用情報機関」という。）に対し、貸付自粛情報の提供を求めなければならない。個人顧客との間で締結している極度方式基本契約に定める極度額を増額しようとする場合も同様である。

２　協会員は、貸金業法第13条の３第１項または第２項の規定による調査を行う場合には、加入個人信用情報機関に対し、貸付自粛情報の提供を求めなければならない。

３　協会員は、加入個人信用情報機関から貸付自粛情報の提供を受けたときには、当該貸付自粛情報に係る自粛対象者との間で新たな貸付けに係る契約の締結をせず又は当該自粛対象者との間で締結済の極度方式基本契約の極度額を零円とし若しくは極度方式基本契約に基づく新たな貸付けを停止する措置をとるなど、以後、新規に金銭の貸付けがなされないこととなるために必要な措置をとるよう努めなければならない。

（報告徴収）

第18条　協会は、必要と認めるときは、この規則に基づく協会員の対応の状況につき、協会員に対し口頭若しくは文書で報告を求め、又は帳簿その他の資料の提出若しくは提示を求めることができる。

２　協会員は、正当な理由なく、前項の規定による報告又は資料の提出若しくは提示の請求を拒んではならない。

第５章　雑則

（貸付自粛の処理の非公開）

第19条　貸付自粛に関する処理及び第16条の記録に関しては、この規則に定める場合を除き、全て非公開とする。

（秘密保持）

第20条　協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、申告、撤回等その他貸付自粛の事務の処理に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

附　則

第１条　この規則は、平成22年10月１日から施行する。

第２条　以下の法人は、この規則に基づき個人信用情報機関として指定されたものとする。

⑴　株式会社日本信用情報機構

⑵　株式会社シー・アイー・シー

別紙１　貸付自粛の運用に関する事項

１　貸付自粛の申告をした場合には、申告が受理された日から３か月が経過するまで申告を撤回できないこと。

２　貸付自粛の申告が自粛対象者本人によるものでない場合には、自粛対象者はその申告を取り消すことができること。

３　貸付自粛の申告がなされた場合、個人信用情報機関に対する当該情報の登録を回避し又は登録済みの貸付自粛情報を削除するためには、別途、協会に対し、貸付自粛の申告の撤回または取消の手続が必要となること。

４　貸付自粛の申告が受理された場合、申告が撤回又は取消がなされない場合であっても、貸付自粛情報が登録されてから５年を経過した場合には当然にその情報は抹消されること。

５　貸付自粛の申告が受理された場合であっても、貸付自粛情報が個人信用情報機関に登録されるまでには、事務処理のために一定の日数を要すること。

６　貸付自粛の申告が受理された場合であっても、貸付自粛情報が登録される前に締結された極度方式基本契約に基づき極度方式貸付けがなされる場合があり得ること。

７　貸付自粛情報が登録された場合であっても、当該情報は、協会が指定する個人信用情報機関の会員による与信判断を拘束するものではないこと。

８　貸付自粛情報の登録がなされる個人信用情報機関は、協会が別に指定する個人信用情報機関であり、必ずしも、日本国内の全ての個人信用情報機関に貸付自粛情報が登録されるものではないこと。

公　告

諮　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 21 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年５月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大同塗装工業株式会社　槌谷　幹義　東京都世田谷区代田１－１－16　国土交通大臣許可（般・特―21）第3446号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鉄筋工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年５月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 21 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年５月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新和照明株式会社　少路　政彦　東京都台東区東上野６－７―13　国土交通大臣許可（般―17）第19644号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年５月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 21 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年５月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　山富商事株式会社　武富　邦昭　東京都文京区湯島３―26―９　国土交通大臣許可（般―19）第22299号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年５月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 21 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年６月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　スリーボンドユニコム株式会社　三十尾　篤　東京都渋谷区恵比寿１―18―15　国土交通大臣許可（特―18）第11804号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年６月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 21 日

関東地方整備局長　菊川　　滋